

令和5年 第3回真狩村議会定例会会議録

○開会及び閉会

開会 令和5年9月14日 午前10時15分

閉会 令和5年9月14日 午後2時28分

○出席議員（8名）

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	山田 浩二
企画情報課長	西田 恵治	住民課長	松枝 主範
税務課長	高橋 和義	産業課長	八丁 幸一
建設課長	加藤 克博	会計管理者	谷口 安
保育所長	酒井 秀利	教育次長	釜野 克己
農業委員会事務局長		代表監査委員	印南 正治
	北野 一志		

○出席議会事務局職員

事務局長	馬淵 拓哉	書記	森 妙子
------	-------	----	------

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 一般質問
- 6

認定第1号	令和4年度	真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和4年度	真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- | | | | |
|---|---------|---------|---------------------------------|
| } | 認定第 3 号 | 令和 4 年度 | 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第 4 号 | 令和 4 年度 | 真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第 5 号 | 令和 4 年度 | 真狩村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第 6 号 | 令和 4 年度 | 真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
- 7 報告第 1 号 令和 4 年度 健全化判断比率及び資金不足比率について
- 8 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 9 報告第 3 号 令和 4 年度 真狩村簡易水道事業特別会計継続費精算報告について
- 10 報告第 4 号 令和 4 年度 真狩村公共下水道事業特別会計継続費精算報告について
- 11 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算 (第 3 号))
- 12 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算 (第 4 号))
- 13 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算 (第 5 号))
- 14 同意第 1 号 真狩村監査委員の選任について
- 15 同意第 2 号 真狩村教育委員会委員の任命について
- 16 議案第 1 号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 17 議案第 2 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 18 議案第 3 号 令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算 (第 6 号)
- 19 議案第 4 号 令和 5 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 20 議案第 5 号 令和 5 年度 真狩村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 21 議案第 6 号 令和 5 年度 真狩村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 22 議案第 7 号 財産の無償譲渡の変更について
- 23 発議第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 24 発議第 2 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 25 閉会中の所管事務調査の申出について

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10:15 開会	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいまの出席議員数は、8人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回真狩村議会定例会を開会しま。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程 1	〃	<p>日程 1</p> <p>会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番 安藤義明君及び、6番 福田恵子君を指名します。</p>
日程 2	〃	<p>日程 2</p> <p>会期の決定についてを議題とします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から9月15日までの2日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は、本日から9月15日までの2日間に決定しました。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。</p> <p>第1に、本定例会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、真狩村監査委員から、令和5年6月分、7月分、8月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。7月実施した定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、総務産業常任委員長ら、委員会所管事務調査の報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣したので、報告します。</p> <p>次に、本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。</p>
日程 3	〃	<p>日程 3</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	<p>行政報告を行います。 これを許します。 村長 岩原清一君</p> <p>令和5年第3回真狩村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中御出席を賜り、本定例会が開催できますことに対して、厚くお礼を申し上げます。 それでは、第2回定例村議会以降における諸般の行政について、御報告を申し上げます。</p> <p>○農作物の生育状況について お手元の資料を御覧ください。 本年は、4月下旬からの植付作業は例年より約1週間ほど早く完了しましたが、7月上旬からの高温の影響により、作物全般の収穫時期が早まっております。 一方で過去にない酷暑、干ばつによる作物の品質低下が懸念されています。 作物別では、馬鈴薯の早出しは平年並みの収量がありましたが、高温の状況下により、一般につきましては玉数は生っておりますが、小玉傾向となり、価格はL10kg当たり1,300円～1,500円程度で推移しております。 小豆は、草丈が例年よりも高く、虫害による、さや数が少ない障害も見受けられ、価格は全道的な豊作基調から前年同時期の価格より、下がる見通しとなっております。 大豆につきましても草丈が高く、収量は平年並みと予想されております。 小麦につきましては、平年より収穫で4日早く、収量は反当たり平均600kg程度と、前年より100kg程度多くなっております。 春播き小麦も前年より多く、反当たり平均360kg程度の収穫となっております。 大根は、7月上旬の高温の影響により『褐芯症』が発生しており、その後7月中旬の大雨による『ひび割れ』や『軟腐』等の発生により障害が多くなっており、製品率は前年よりやや低い75%前後で推移し、価格は出回り総体が落ち着いた現在も、回復していない状況が継続しております。 人参は、5月下旬から6月前半の大雨、7月中旬から8月前半にかけ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ての高温の影響から、MS中心となり、局地的な大雨、連日続く高温による影響から、『割れ』や『シミ』が見受けられ、価格は需要が低迷していることから昨年並みの単価で推移しております。</p> <p>スイートコーンは、平年より気温が高く日照時間も多く推移したことから、個選は前年より1週間ほど早いペースで受入れが始まりましたが、全道的に収穫の遅れによる『しなび』や『えくぼ』が多発しております。価格は、9月にかけて需要が継続する中、終了する産地も増えることから価格浮揚が期待されるところであります。</p> <p>長いものは、A品から切品(きりひん)までの歩留まりは8割ほどで、昨年より5%ほど高い製品率で推移し、価格は国内の出回りが少ない状況が続いており、太物規格のみならず、下位等級品を含めて高値で推移しております。</p> <p>アスパラは、5月上旬の低温推移等により前年の7割ほどの収量となりましたが、品質では秀品率が若干多い結果となっております。</p> <p>ブロッコリーは、7月中旬頃から出荷ピークを迎え、出回りが多かったものの、前倒し出荷となったことから各産地出荷量が落ち着き、価格は高値で推移しております。</p> <p>種子馬鈴薯は、食用同様に小玉傾向とはなりましたが、平年並みの収量を見込んでおります。</p> <p>畜産関係につきましては、牧草やデントコーンなどの収量は例年並みを確保できる見通しではありますが、ウクライナ情勢・円安の影響等により飼料高騰が止まらない状況となっております。乳量は昨年並みに推移しておりますが、需要低迷により、乳価については厳しい状況となっております。</p> <p>農業を取り巻く環境につきましては、ウクライナ情勢や円安による影響等により、肥料や飼料・燃料や電気代、農作業機械や農業資材等が値上がり、高止まりが続いており、農産物価格は大変厳しい状況となっております。</p> <p>今後、馬鈴薯や大根・人参の収穫も後半を迎えますが、農作業事故には十分注意され、豊穰な出来秋を期待するところであります。</p> <p>○公共工事の進捗状況について お手元の資料を御覧ください。 令和5年度の公共工事の進捗状況につきまして、9月5日現在の1件130万円以上の発注件数は12件であります。 所管別の実施状況ですが、建設課では、石村川左岸復旧工事、村道北</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>8 線社新道線道路改良舗装工事、量水器取替工事、単身者住宅(ハイツモナ)屋上防水・外壁改修工事、村道北7線通り長寿命化修繕工事、15号橋長寿命化修繕工事、屋根改修工事(白樺団地1棟2戸)など7件、企画情報課では、フラワーセンター・キッズパーク整備工事の1件、総務課では、村有住宅の川崎及び緑岡旧土現住宅の解体撤去工事など2件、教育委員会では、公民館受変電設備改修工事、真狩中学校体育館照明器具取替工事など2件となっております。</p> <p>請負金額は、2億3,474万円で、進捗率は、100%が1件、現在工事中である10%から80%のものが、11件となっております。</p> <p>○後志のむら災害相互応援協定の締結について</p> <p>山と海の異なる文化を持つ後志の小さな村が、相互理解のもと交流を深め、それぞれに共通する課題を協議し、持続的な発展と新たな村づくりの創出のための連携・協力を図ることを目的に、後志の村6村により令和4年7月11日に連携協定を締結し、10月5日に「後志のむら連携協議会」を設立いたしました。この協定では、課題解決のため、「君のいす部会」、「少子化対策部会」、「魅力創造部会」、「災害対策部会」の4つの部会を設置しております。</p> <p>この度、災害対策部会において、異常気象などによる災害に備えるための6村相互の連携協力の必要性について協議され、災害時の救援及び応急措置に係る職員の派遣、生活必需品や資機材の提供などの応援態勢を確立するため、令和5年9月1日「後志のむら」災害時相互応援協定を締結いたしました。</p> <p>ここ何十年も経験したことのないような暑さや大雨、暴風などの異常気象により、各地で様々な災害が発生しております。災害は、いつどこで起きるかわかりません。</p> <p>今後も、6村の連携強化を図りながら、防災体制の整備を図ってまいります。</p> <p>○農業に対する物価高騰対策について</p> <p>昨年からの世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等に伴う原料価格の上昇や、日本の円安経済の状況等により、化学肥料や配合飼料の価格が高騰し、農業経営に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>このような状況の中、農業経営の影響を緩和し、安定した農業の経営継続を図るため、国や北海道では化学肥料や畜産の配合飼料などに対して、様々な物価高騰対策を進めておりますが、真狩村におきましても、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 4		<p>これらに上乘せ補填する支援策を追加してまいります。</p> <p>特に影響が大きい畜産業に対する新たな対策として、「畜産物価高騰対策支援事業」を実施いたします。</p> <p>事業内容につきましては、真狩村に住所を有する個人又は法人に、配合飼料1トン当たり3千円以内、上限額15万円を支給します。また、乳用牛・肉用牛1頭当たり3千円以内、豚につきましては1頭当たり1千円以内を、それぞれ30万円を限度として支給してまいります。</p> <p>農業者の皆様が持続可能な農業経営を実現するため、継続的な支援を行ってまいります。</p> <p>今定例会には、令和4年度各会計歳入歳出決算の認定6件、健全化判断比率及び資金不足比率、専決処分、継続費の精算に係る報告4件、専決処分による承認3件、監査委員及び教育委員会委員の同意2件、条例の改正及び規約の改正2件、令和5年度一般会計及び特別会計補正予算4件、財産の無償譲渡の変更1件の計22件の議案を提案させていただいておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これで行政報告は終わりました。</p>
	〃	<p>日程 4 教育行政報告を行います。 これを許します。 教育長 齊藤信之君</p>
	教 育 長 (齊藤信之)	<p>令和5年第3回真狩村議会定例会の開催にあたり、前回御報告以降の教育行政について報告いたします。</p> <p>5類移行後、初めての夏休みを終え、各学校では新学期がスタートしています。今学期も児童生徒一人一人が充実した学校生活を送ることができるよう、引き続き、各学校との連携を密に教育行政の推進にあたっ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>てまいります。</p> <p>学校教育について御報告いたします。</p> <p>6月26日、教育委員の学校訪問を実施いたしました。小学校・中学校・高等学校において、それぞれ授業参観の他、児童生徒の現況や学校の取組について説明を受けました。各校とも校長のリーダーシップのもと、児童生徒と真摯に向き合い、課題の解決や経営方針の具現に向けて地道な取組を進めているところであります。</p> <p>道内小学校において熱中症による痛ましい事故が発生するなど、これまで経験したことのない暑さが続きました。本村では、6月以降、毎月の校長会議で熱中症の予防と対応について繰り返し取り上げ、緊張感をもって臨んできました。各学校では、熱中症予防情報サイトを適時確認するとともに、天候と子どもたちの状況を照らし合わせ、慎重な対応をとってきました。特に警戒アラートが発表され、暑さ指数31を超えた8月23日からの3日間においては、23日には小学校の各学年5時間授業、24日には小学校全学年給食後下校、25日には小・中学校ともに給食後下校といたしました。この先、毎年同じように厳しい暑さが続くのであれば、子どもたちを守るための方策を講じる必要性を感じたところです。</p> <p>中学校に関わって2点報告します。6月下旬から開催された後志中体連では、バレーボール部（女子）、バドミントン部（男女）、野球部が出場しました。バレーボール部は後志優勝を果たしましたが、残念ながら小樽後志代表決定戦では破れるという結果となりました。</p> <p>2年生の宿泊研修、1年生の見学旅行を予定どおりに終え、3年生の修学旅行を含めて、全学年の旅行的行事を大過なく終えることができました。</p> <p>真狩高等学校に関わり3点報告いたします。</p> <p>一昨年、昨年と続けて最優秀賞を受賞してきた「ハイスクール・パティシエ・ロワイヤル」において、今年もまた最優秀賞を受賞し、3年連続での最高位賞受賞となる快挙を成し遂げました。</p> <p>定通体連、全国大会に臨んだ男子バレーボール部は、予選リーグから決勝トーナメントへと進出し、2回戦で惜敗したものの全国ベスト16という結果を残しております。</p> <p>農業クラブに関わっては、全道技術競技大会に10名が出場し、うち5名が優秀賞となりました。校内での審議の結果、2名が熊本県での全国大会に出場する運びとなっています。全道実績発表大会、全道意見発表大会については、入賞はなりませんでした。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		次に、社会教育について報告いたします。 後志大会で準優勝し、全道大会に臨んだ野球少年団合同チームは、1回戦を松山代表にコールドで勝ち上がり、続く2回戦では優勝した札幌代表に敗れております。 羊蹄ふるさと館の夏季開館を8月7日から1週間にわたり実施しました。入館者数の合計は231名、昨年度比21名の増となっております。開館に合わせて行ったイベントでは、真狩駐在所長によるヒグマに関する講和や環境省国立公園利用企画官による羊蹄山の自然をテーマとした説明やクイズ、屋外での体験学習等を実施し、興味をもって参加する子どもたちの姿が見られていました。12日には、八洲秀章先生愛用のピアノによる八洲楽曲の演奏会も行っております。また、現在、公民館において羊蹄ふるさと館の移動展示を実施中であります。 新型コロナウイルス感染症の影響で、中止や縮小が続いてきた「細川たかし杯パークゴルフ大会」を、今年は久しぶりに通常開催とし、村内外から総勢57名の参加をいただきました。
	議 長 (佐伯秀範)	以上、学校教育並びに社会教育に関する教育行政報告といたします。 今後も、村議会をはじめ、地域住民、教職員の皆様の御理解と御協力・御支援を賜り、教育行政を推進してまいります。引き続きよろしくお願いたします。
	〃	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これで教育行政報告は終わりました。
日程 5	〃	日程 5 一般質問を行います。 順番に発言を許します。 4番 佐々木義光君
	4 番 (佐々木義光)	通告によりまして、一般質問させていただきます。 中学校部活動の地域移行について。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 教 育 長 (齊藤信之)	<p>2025年度から、中学校の教員が学校教育の一環として休日に無償で担当していた部活動の指導を地域のスポーツクラブや民間事業者などの外部団体が行うよう移行する取組が行われますが、本村においては、マンパワー不足から外部指導者を確保するのは非常に難しいのではないかと考えられます。</p> <p>今後、予測される様々な諸問題に瞬時に対応するため、行政、教員、保護者、外部指導者による協議体を立ち上げ、トップダウン方式ではなく、ボトムアップ方式による問題解決を進めていかなければならないと考えますが、教育長のお考えをお示し願います。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>教育長</p> <p>佐々木議員の御質問にお答えします。</p> <p>少子化の進展により学校単位での部活動運営が困難となっていること、そして、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるという現在の指導体制が、学校における働き方改革が進められる中で、より困難になっているということ。この2点の課題に対し、持続可能なものへと変革することが必要であるということから、令和5年度から7年度までの3年間で改革推進期間として、地域連携、あるいは地域移行に取り組むとのガイドラインを受けて、本村として、どのように考え、どのように進めていくのかというお尋ねであったと思います。</p> <p>これにつきましては、実は昨年度の真狩村PTA連合会からも関連した質問が出されており、その際には、体育関係機関や団体が脆弱な状況にある本村においては、国が示しているような形での部活動の地域移行は難しいことをお伝えした上で、体育協会やスポーツ団体と協議の上、学校部活動の地域連携を進めるために、指導者派遣を第一に検討してまいりたいとの回答をしております。</p> <p>その後については、議員御指摘のとおり人材確保がままならず、部活動指導員等の配置には現在も至っていないというのが現状であります。</p> <p>文科省のガイドラインには、現行の学校部活動から学校部活動の地域連携へ、そして、そこから大きく変わって、地域クラブ活動という流れでの全体像が示されております。最終形として示されている地域クラブ活動においては、単に、これまで教員が担ってきたものを外部団体や外部人材に面倒をみてもらうという指導者のスライドで片付く問題はありませんので、今一度、この点を確認しておきたいと思っております。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>学校部活動の地域連携というのは、子どもたちの活動機会を保障するために、合同部活動の導入や部活動指導員等を配置するという考え方があります。現に、真狩中学校でも、野球部やバレーボール部の新人チームでは、合同チームとして活動をしています。</p> <p>一方、まずは休日における環境の整備からとしていわれている地域クラブ活動については、競技志向の一部の生徒が行うものではなくて、あまり得意ではないけれどスポーツとして楽しみたいという生徒や障害のある生徒等、参加を希望する全ての生徒が、様々な種目を経験できる活動、あるいはレクリエーション的な活動を含めた生涯スポーツにつながる考え方をベースとしたもので、社会教育の一環として捉えられるものであります。ですから、一般にイメージする中学校の部活動というものは質的に大きく異なるものであります。</p> <p>御質問の主は、この「地域クラブ活動」への移行にどう迫っていくかということであったかと思いますが、議員がおっしゃるとおり、この「地域クラブ活動」への移行は、地域によって、かなりハードルの高いものとなると思いますし、本村も例外ではないと認識しております。</p> <p>というのは、この運営団体、実施主体となるのは、総合型スポーツクラブ、スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間の事業者、大学等々の組織や団体であります。本村の現状を鑑みると、この構想の理念は理解できるものの、現時点で、また村単独で、これを実現させるということは、現実的に極めて困難であると判断するところであります。</p> <p>したがいまして、他町村との連携による可能性の模索という部分を残しつつも、まずは、活動の機会と、教員の働き方改革の両方を図る「学校部活動の地域連携」ということから取り組むこととし、地域クラブ活動への移行については、時間的な猶予をいただいて、周辺町村の動きを参考にしながら、また、協働しながら時間を少々かけて検討させていただきたいと思います。</p> <p>まずは、村としての取組の方向性について御理解いただければと思います。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 4 番 (佐々木義光)	<p>佐々木君</p> <p>部活動の活動の機会ということで、地域総合型スポーツクラブ等に移行していくという考えは理解できますが、従前、教員が部活動を通して行っていた教育的指導が、今後は働き方改革によりまして、教員ができなくなりますし、そのことが外部指導者にまたお願いするということが</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 教 育 長 (齊藤信之)	<p>もならないと思いますので、その点、協議体のようなもので意見交換をしながら、今後想定される様々な問題をクリアしていくためには必要ではないかと思っておりますので、教員が従前行っていた教育的指導の点について、お考えをお示し願いたいと思っております。</p> <p>答弁 齊藤教育長</p> <p>教員が果たしてきた中学校部活動における役割と申しますか、中学校部活動の意義と申しますか、確かに教育的な意義の大きなものであるということは、議員おっしゃるとおりであります。もし、この中学校部活動が移行しても、そのところは学校と、それぞれの団体がよく連携してというのが前提になっております。</p> <p>それで今の質問は、だからこそ、その協議体を立ち上げてというお話であったかと思っております。中学校における部活動のあり方を検討するに当たっては、そのための協議体を新たに立ち上げるということではなくて、現在教育委員会として進めているコミュニティスクールの導入後、地域をはじめ、社会の多様な専門性を有する大人や関係機関が協働して、きめ細かく教育に関わる、コミュニティスクールの本来の趣旨を生かして、学校運営協議会の中で、中学校における地域連携について熟議をしまいたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>(佐々木議員「終わります。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これで、佐々木義光君の一般質問を終わります。</p> <p>2 番 大町徹君</p>
	2 番 (大町 徹)	<p>公共施設の暑さ対策について質問します。</p> <p>今年の夏の北海道は、30℃以上の真夏日が43日連続で観測史上最長を更新し、また、35℃以上の猛暑日も連日観測されました。</p> <p>これまで、本州と比べ過ごしやすいとされていた北海道ですが、羊蹄山麓地域においても熱中症の疑いでの救急搬送が後を絶たない状況となっております。</p> <p>今年のような危機的、災害級の暑さが来年以降も予想されます。</p> <p>つきましては、現在の真狩村の公共施設での冷房機（エアコン）の設置状況と、子ども・高齢者等を暑さから守り、安心できる保育、教育、福祉を保つため、各公共施設（保育所・小中学校・高校・高齢者施設・</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>集会所等) での具体的な暑さ対策について質問します。</p> <p>答弁 村長</p> <p>ただいまの御質問でございますが、今年の夏は、いつになく大変暑い日が続き、北海道内において、7月20日から真夏日が44日連続となり、観測史上最長を更新いたしました。35℃以上の猛暑日も連日観測されております。また、倶知安観測所では、8月23日に34.6℃の観測史上最高気温を記録するなど酷暑でございました。</p> <p>今年のような暑さが続くと、子どもや高齢者などの健康被害も懸念されます。</p> <p>村内公共施設でのエアコンが設置されている施設は、野の花診療所、村山歯科診療所、保健福祉センターと真狩フラワーセンターなどになります。</p> <p>各学校の保健室については、冷房機等が設置されておられません。保育所においては、氷を用意し送風機により冷風を送るなどの対応を行いました。小中学校においては、授業時間の短縮や授業内容の変更などの対策を取り組みました。中には体調を崩し、一時的に保健室などで静養された児童もおりました。</p> <p>各学校の全ての教室に冷房機等を設置するとなると、多額な費用が必要となりますので、補助金等の財源がないと難しいと考えております。しかし、一時的な避難場所として、保健室などは冷房機等の設置が必要だと考えているところでございます。</p> <p>現在、羊蹄山麓町村長会議において、学校などに設置するための財政支援について、国に要望を行っております。その他各種補助金についても調査をしながら、冷房機等の設置に向けて検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 2 番 (大町 徹)	<p>大町君</p> <p>村長の今後の対応について、理解しました。</p> <p>僕がびっくりしたのは、まさか保健室にクーラーが付いていないというところなのですが、それはさすがに早急をお願いしたいなと思います。</p> <p>あと、やはり、学校教室全てにエアコンを付けるというのはなかなか難しいことだと思うので、国への要望がどのような形で入ってくるか、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>補助金等の検討をして、よろしくお願ひします。</p> <p>2点目の質問をさせていただきます。2点目の質問は、冷房機の付いていない住宅で暮らす村民への熱中症予防対策について質問します。</p> <p>猛暑日が続くと、暑さの影響を一番受けるのは、日中自宅で過ごしている高齢者と、乳幼児と暮らす子育て世帯と私は考えます。現在の真狩村の状況では、熱中症警戒アラートが出されたときに、避難施設がありません。村民が自由に出入りできる無料の休憩スペース、クーリングシェルターの設置を要望したいと思いますが、村長の考えを伺います。</p> <p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。</p> <p>公共施設等につきましては、基本的に、去年保健福祉センターのほうに、高齢者が集う施設として、そちらの方にエアコンを付けさせていただいております。</p> <p>また、今現状では、老人クラブが使っていない日だとかは、学童の児童がそこで涼んでいるというような現状でございます。</p> <p>そういった中で、学校の保健室にクーラーが付いていない。日本の中で、青森が50%しか普及率がない。北海道でいうと85%が付いていないというような状況でございます。今までクーラーを必要とするような暑さというのはあまり想定されていなかったのが北海道の実情なのかなと思ひます。かといって、シェルターとかそういうものが、このように暑い、熱中指数が31度を超える、30度になるというような指数になる時代になりますと、やはりそういうものが必要だというふうな認識は持っているところでございます。</p> <p>そういった意味で、クーリングシェルターというのですか、涼むところをつくるのは非常に賛成でございますが、何分限られた財源がございます。この間の質問でもお答えいたしました。学校で付けたとなると、かなり高額になりますし、設計を立てないと付けることができないかというふうに、今考えているところでございますので、それらにつきまして、これから国の秋の補正の中に何かしら文科省の補助金が入る可能性があるというふうな情報もありますので、そういうような財源を見つけて、この間と同じ答弁になりますが、有効な財源を見つけて、付けていきたい。保健室については、少なくとも優先して、何かしらの対応をしていきたいなというふうなことで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 2 番 (大町 徹)	<p>大町君</p> <p>保健室の件、よろしくお願ひします。</p> <p>やはり、なかなか北海道では普及率が少ないということで、これからも大変財政面でも苦労だと思ひますが、よろしくお願ひします。</p> <p>あと、やはり、先ほど質問した、現在冷房機が設置されている場所でのクーリングシェルター、保健福祉センターには付いているということなので、日中猛暑日が続くと予想される日の10時から3時の間とかを一般の人に自由に涼んでもらえるよう防災無線等で流して、気軽に来れるような環境をつくるなど、公共施設だけでなく、道の駅など民間施設とも連携して日中の暑さから一時的に避難できるような場所を来年に向けて早急に取り組んでもらいたいと思ひます。</p> <p>再度、クーリングシェルターの設置について質問します。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの御質問にお答えいたします。</p> <p>今年の3日間、23日～25日の3日間に熱中症警戒アラートが発令されたということでございます。その間に予想もしないような暑さだったということで、こちらの方も周知がちょっと遅れたということでございますが、先ほども言ひましたが、保健福祉センターはオープンになっている施設でございますので、いつでも誰でもお年寄りの方が行ける施設で確かにございます。ただ、今議員御指摘のとおり、それを知らなかったとか、そういうようなアナウンスをしていなかったということにつきまして、それにつきましては今後、アラートが発令した状況の中で周知をするようにしていきたいというふうに思ひます。</p> <p>ちなみに、8月21日～27日の間で、全国で救急搬送されたのが7,424人いらっしゃいます。その中で、北海道が935人、都道府県で最多となりました。幸いのところ、真狩村では搬送された方はゼロ人だったということでございますが、やはり急激な暑さに北海道の方々は対応しきれなかった部分があるのかというふうに思ひますので、以後、そういうような部分で既存の場所には周知をするようにしていきたいというふうに思ひますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>(大町議員「終わります。」)</p>
	議 長	これで大町徹君の一般質問を終わります。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 6	(佐伯秀範) 議 長 (佐伯秀範) 副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>以上で、一般質問を終わります。</p> <p>日程 6</p> <p>認定第1号 令和4年度真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第2号 令和4年度真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第3号 令和4年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第4号 令和4年度真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第5号 令和4年度真狩村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第6号 令和4年度真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>を一括して議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船敏行君</p> <p>認定第1号 令和4年度真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について 令和4年度真狩村一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。</p> <p>令和5年9月14日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>認定第2号から認定第6号までにつきましても、認定第1号と同様に、令和4年度各特別会計の歳入歳出決算認定となっております。また、監査委員の決算審査意見書につきましては、認定第1号のみに添付しております。</p> <p>令和4年度の一般会計と各特別会計につきましては、本年5月31日を持ちまして、出納閉鎖し、会計管理者において決算を調製いたしまして、7月24日に監査委員の審査に付したところであります。8月1日から18日まで審査が行われ8月25日に決算審査意見書を提出していただきました。</p> <p>これによりまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見書、そして、主要な施策の成果報告書などを添えて、議会の認定に今回付すものでございます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>いずれの会計におきましても、歳入の確保と適正な予算執行に努めまして、歳入歳出差引額及び実質収支額は、黒字となっております。</p> <p>それでは、認定第1号から認定第6号につきまして、一括して提案理由の要旨について御説明を申し上げます。なお、各会計の詳細につきましては、歳入歳出決算書及び別冊で配布しております令和4年度 主要な施策の成果報告書の第1表 令和4年度真狩村会計別決算総括表などで決算額を示しておりますので、併せて御参照願います。</p> <p>決算額につきましては、千円単位で説明いたします。認定第1号の一般会計の決算額は、歳入総額28億2,613万7千円、歳出総額27億3,348万2千円、歳入歳出差引残額9,265万5千円となり、翌年度へ繰越となりました。</p> <p>次に、認定第2号の国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入総額1億2,954万2千円、歳出総額1億2,704万9千円、歳入歳出差引残額249万3千円となり、翌年度へ繰越となりました。</p> <p>次に、認定第3号の国民健康保険診療所事業特別会計の決算額は、歳入並びに歳出総額ともに3,055万4千円で、歳入歳出差引残額は、ゼロとなりました。</p> <p>次に、認定第4号の後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額3,414万7千円、歳出総額3,408万円、歳入歳出差引残額は6万7千円となり、翌年度へ繰越となりました。</p> <p>次に、認定第5号の簡易水道事業特別会計の決算額は、歳入総額2億741万4千円、歳出総額2億367万9千円、歳入歳出差引残額373万5千円となり、翌年度へ繰越となりました。</p> <p>最後に、認定第6号の公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額1億6,331万3千円、歳出総額1億6,007万2千円、歳入歳出差引残額324万1千円となり、翌年度へ繰越となりました。</p> <p>以上、6会計の決算概要について御説明しましたが、別添の監査委員からの決算審査意見書での意見等を踏まえまして、適正な事務執行及び行政運営を進めてまいりますので、これらの点も含めて、議会の承諾を賜りたく付議いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>提案理由の説明が終わりましたので、お諮りします。</p> <p>認定第1号から認定第6号までについては、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		御異議ありませんか。 (異議なし)
	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 したがって、認定第1号から認定第6号までについては、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
11:06	〃	ここで休憩いたします。 11時20分まで休憩といたします。
11:20	〃	休憩を解き、会議を再開します。
	〃	次に、ただいま設置されました決算特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、決算特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。
	〃	お諮りします。 ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長を除く全議員を指名したいと思っております。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く全議員を選任することに決定しました。
	〃	決算特別委員長及び副委員長の選任については、委員長は議長から、副委員長は決算特別委員長から指名したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 7		(異議なし)
	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認め、委員長を私から指名します。 委員長には、安藤義明君を指名します。 お諮りします。ただいま指名しました安藤義明君を委員長に選任することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認め、安藤義明君を決算特別委員会委員長に選任することに決定しました。 なお、委員長の方から挨拶を兼ねて副委員長の御指名をお願いします。 安藤義明君
	3 番 (安藤義明)	ただいま、決算特別委員会の設置に当たり、委員長の指名を受けさせていただきました。 身に余る重責ではございますが、皆様方の御協力をいただき、慎重に審議を進めていきたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。 なお、副委員長には、福田恵子議員を指名させていただきますので、御快諾いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議 長 (佐伯秀範)	お諮りします。 ただいま委員長より指名されました福田恵子君を副委員長に選任することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認め、福田恵子君を決算特別委員会副委員長に選任することに決定しまし。
	〃	日程 7 報告第1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について、報告を行います。 副村長 長船君
	副 村 長	報告第1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(長 船敏行)	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。</p> <p>令和5年9月14日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>令和4年度の健全化判断比率及び資金不足比率を表に示しております。また、次のページに監査委員からの審査意見書を添付しております。</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の審査を経て議会に報告し、公表することが義務付けられており、7月24日に監査委員の審査に付したところであり、8月1日から2日まで審査が行われ8月25日に審査意見書を提出していただきました。</p> <p>健全化判断比率は、4指標となっており、表の右側には、法律で定める早期健全化及び財政再生の基準比率を示しております。まず、実質赤字比率は、最も主要な会計である一般会計に生じる赤字の大きさを村の財政規模に対する割合で表したもので、本村は黒字であるため、表示はありません。</p> <p>次に、連結実質赤字比率は、村の全ての会計に生じる赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、これについても本村は黒字であるため、表示はありません。</p> <p>次に、実質公債費比率は、村の借入金である地方債の償還金の大きさを村の財政規模に対する割合として、3か年、令和2年度から令和4年度の平均値で表したもので、10.7%となり、前年度と同じ数値となり、基準を下回っています。公債費元利償還金等が増え分子が増加しましたが、普通交付税額が増え分母の標準財政規模も増加したため、増減はありませんでした。</p> <p>次に、将来負担比率は、借入金など現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、62.5%となり、前年度と比べ5.0ポイント減少し、こちらも基準を下回っています。減少した要因としては、地方債の現在高や簡易水道事業や公共下水道事業の公債費に充当する一般会計からの繰入見込み額等が減少したことにより、分子が大きく減少したためでございます。</p> <p>次に、資金不足比率についてですが、表の右側に法律で定める経営健全化の基準比率を示しております。簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計、それぞれの資金不足を事業規模である料金収入規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示しもので、両会計とも</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 8		<p>資金不足額が発生しておりませんので、表示はありません。</p> <p>結果、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回り、財政状況は、健全な状態となりましたが、今後もこの状態が維持できるような財政状況の推移を注視しつつ、的確な財政運営に努めてまいります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>以上で、報告第1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率については、報告を終了しました。</p>
	〃	<p>日程 8</p> <p>報告第2号 専決処分の報告を行います。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>報告第2号 専決処分の報告について</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。</p> <p>令和5年9月14日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページが専決処分書となっておりますので、お開きください。</p> <p>議会の議決で指定されました、村例規であります専決処分事項の指定についてに基づきまして、令和5年8月21日に専決処分をいたしました。</p> <p>報告の内容を説明いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事故発生日時 令和5年2月1日午前10時頃 2. 事故発生場所 虻田郡真狩村字真狩111番地4 3. 損害賠償の相手方 そこに記載のとおりでございます。 4. 損害賠償額 家屋南側外壁修理303,600円 <p>事故の概要ですけれども、役場車庫の雪が北側に落雪し、被害者所有</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 9		<p>の家屋の南側壁面に流れ込み外壁を破損させたものであります。積雪の状況により、当日は被害を把握できませんでしたが、融雪後、被害者から申立てがあり、現地を確認しまして、当時の落雪による破損であると認められたものであります。</p> <p>過失割合につきましては、相手方 0、村 100 として、村が外壁の修理費を支払うことで示談が成立しました。損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりまして、全額保険により補填されます。</p> <p>また、今後の対策としましては、これまでも積雪の状況を確認しながら事前に雪下ろしをしておりましたが、どうしても急激な暖気などにより除雪前に落雪してしまうこともあるので、今後は降雪前に木製の冬囲いを壁面に設置し外壁を保護することで相手方とも協議させてもらっております。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>以上で、報告第 2 号 専決処分の報告は終了しました。</p>
	〃	<p>日程 9 報告第 3 号 令和 4 年度真狩村簡易水道事業特別会計継続費精算報告 について、報告を行います。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>報告第 3 号 令和 4 年度真狩村簡易水道事業特別会計継続費精算報告 について 令和 4 年度真狩村簡易水道事業特別会計予算において、別紙のとおり継続費の精算をしたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により報告する。 令和 5 年 9 月 14 日提出 真狩村長 岩原清一</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 10		<p>次のページをお開きください。継続費精算報告書となっております。本継続費につきましては、令和3年度から4年度までの2年にわたる業務委託となることから令和3年度当初予算に計上し、議決いただいておりますが、継続年度が終了し、この度、継続費精算報告書を調整しましたので、報告するものです。</p> <p>1 款 総務費、1 項 総務管理費、簡易水道事業企業会計移行業務委託でございます。これにつきましては、令和6年度に公営企業会計に移行するため、令和3年度から令和4年度まで、固定資産台帳の調査・評価を行い、法適化に向けての執行事務を行えるように事前準備を含めた業務を委託しておりました。</p> <p>全体計画として年割額の合計1,696万2千円に対し、実績として支出済額の合計14,878,600円となり、年割額と支出済額の差が2,083,400円となりました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>以上で、報告第3号 令和4年度真狩村簡易水道事業特別会計継続費精算報告については、報告を終了しました。</p>
	〃	<p>日程 10 報告第4号 令和4年度真狩村公共下水道事業特別会計継続費精算報告について、報告を行います。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>報告第4号 令和4年度真狩村公共下水道事業特別会計継続費精算報告について</p> <p>令和4年度真狩村公共下水道事業特別会計予算において、別紙のとおり継続費の精算をしたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告する。</p> <p>令和5年9月14日提出 真狩村長 岩原清一</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 11	議 長 (佐伯秀範)	<p>次のページをお開きください。継続費精算報告書となっております。本継続費につきましても、報告第3号と同じ理由により、継続費精算報告書を調整しましたので、報告するものでございます。</p> <p>1款 総務費、1項 総務管理費、公共下水道事業企業会計移行業務委託、こちらにつきましても公営企業会計に移行するため、簡易水道事業と一緒に固定資産台帳の調査・評価を行い、法適化に向けての執行事務を行えるように事前準備を含めた業務を委託しておりましたが、全体計画として年割額の合計813万7千円に対し、実績として支出済額の合計7,121,400円となり、年割額と支出済額の差が1,015,600円となりました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p> <p>これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>以上で、報告第4号 令和4年度真狩村公共下水道事業特別会計継続費精算報告については、報告を終了しました。</p>
	〃	<p>日程 11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第3号))を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。 令和5年9月14日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和5年7月21日に専決処分をいたしました。 次のページ以降により、専決処分した補正予算につきまして説明いた</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>します。</p> <p>令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第3号) 令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,908万6千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年7月21日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>2款、2項、1目、18節 負担金, 補助及び交付金、環境性能割徴収取扱費2万3千円の追加です。軽自動車税の徴収事務に関する補正となりますが、軽自動車税の環境性能割は、価格が50万円を超える軽自動車取得時に課税されるもので、賦課徴収事務については、北海道が行っており、納税額の5%を徴収取扱費として北海道に支払っておりますが、令和4年度に対象となる軽自動車の取得台数が増加し納税額が見込みを上回ったことによりまして、徴収取扱費も当初予算を上回るため追加したもので、納入期限が7月末日のため専決処分させていただきました。</p> <p>10款、4項、1目、18節 負担金, 補助及び交付金、定通体連全国大会出場補助金77万7千円の追加です。「全国高等学校定時制通信制体育大会第50回バレーボール大会」が8月1日から5日、神奈川県平塚市で開催され、真狩高校の男子選手7名が出場しました。引率者2名分も含めて、その出場経費を補助するため追加いたしました。</p> <p>歳出合計、補正前の額27億5,828万6千円、補正額80万円の追加、補正後の額27億5,908万6千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>19款、1項、1目、1節 前年度繰越金、80万円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加しました。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、2,923万7千円となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額27億5,828万6千円、補正額80万円の追加、補正後の額27億5,908万6千円となるものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		以上、御承認のほどよろしくお願いたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第3号))を採決します。 お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第3号))は、承認することに決定しました。
日程 12	〃	日程 12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第4号))を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。 令和5年9月14日提出 真狩村長 岩原清一

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和5年8月2日に専決処分をいたしました。</p> <p>次のページ以降により、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。</p> <p>令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第4号)</p> <p>令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,988万6千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年8月2日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>こちら、歳出のほうから説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>8款、4項、1目、17節 備品購入費、乗用芝刈り機80万円の追加です。パークゴルフ場の乗用芝刈り機が、ハンドルの不具合により操縦ができなくなりました。13年経過した機械のため、交換部品がなく修理不能となってしまう、この時期芝の伸びが早く維持管理に支障を来すため、専決処分により代替え機を購入するため追加いたしました。</p> <p>歳出合計、補正前の額27億5,908万6千円、補正額80万円の追加、補正後の額27億5,988万6千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>19款、1項、1目、1節 前年度繰越金、80万円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加いたしました。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、2,843万7千円となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額27億5,908万6千円、補正額80万円の追加、補正後の額27億5,988万6千円となるものです。</p> <p>以上、御承認のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 13	議 長 (佐伯秀範)	質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第4号))を採決します。 お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第4号))は、承認することに決定しました。
	〃	日程 13 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第5号))を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。 令和5年9月14日提出 真狩村長 岩原清一 次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和5年8月10日に専決処分をいたしました。 次のページ以降により、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第5号) 令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,998万6千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年8月10日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>歳出より説明いたしますので、7ページをお開きください。</p> <p>2款、1項、5目、7節 報償費、自治功労者弔慰金10万円の追加です。真狩村自治功労者 元真狩村長 八田昭七さんが8月3日にお亡くなりになりましたので、真狩村表彰条例の規定により御遺族に弔慰金を贈呈したものでございます。</p> <p>歳出合計、補正前の額27億5,988万6千円、補正額10万円の追加、補正後の額27億5,998万6千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>19款、1項、1目、1節 前年度繰越金、10万円の追加です。歳入歳出予算の調整をするものでございます。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、2,833万7千円になります。</p> <p>歳入合計、補正前の額27億5,988万6千円、補正額10万円の追加、補正後の額27億5,998万6千円となるものです。</p> <p>以上、御承認のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 14 11 : 49 印南代監 退場	議 長 (佐伯秀範)	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第5号))を採決します。 お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第5号))は、承認することに決定しました。</p>
	〃	<p>日程 14 同意第1号 真狩村監査委員の選任についてを議題とします。 印南正治君の退場を求めます。</p>
	〃	<p>提案理由の説明を求めます。 村長 岩原清一君</p>
	村 長 (岩原清一)	<p>同意第1号 真狩村監査委員の選任について 下記の者を真狩村監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。 住所 真狩村字光 259 番地 1 氏名 印南正治 生年月日 昭和 24 年 7 月 30 日 令和 5 年 9 月 14 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>提案理由でございますが、現監査委員の印南正治さんの任期が、令和5年10月3日をもって任期満了となるということでございます。 印南氏につきましては、平成15年より村議会議員になられ、副議長の要職も務められ、そして議会選出の監査委員として2期8年、識見者として1期4年の、通算12年ほど監査業務に精励されておられ、適任であると判断したところであります。 よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから同意第1号 真狩村監査委員の選任についてを採決します。 お諮りします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 同意第1号 真狩村監査委員の選任については、同意することに決定しました。
11:52	〃	休憩します。
印南代監 入場		
11:53	〃	休憩を解き、会議を再開します。
日程 15	〃	日程 15 同意第2号 真狩村教育委員会委員の任命についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 村長 岩原清一君
	村 長 (岩原清一)	同意第2号 真狩村教育委員会委員の任命について 下記の者を真狩村教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求める。 住所 真狩村字緑岡 22 番地 11

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>氏名 三本友子 生年月日 昭和41年11月27日 令和5年9月14日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>提案理由でございますが、現委員でございます三本友子さんは、令和5年9月30日をもって任期満了となるため、同意を求めるものでございます。</p> <p>三本友子さんは、委員として平成27年10月1日より2期8年務めておられて、現在は教育長職務代理者を務めているところでございます。人格が高潔で、教育・文化に関し高い見識を有しており、教育委員として適正であると判断したところでございます。</p> <p>よろしく御審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから同意第2号 真狩村教育委員会委員の任命についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>同意第2号 真狩村教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
11:52	議 長 (佐伯秀範)	ここで昼食のため、休憩いたします。 再開は、午後1時30分となります。
13:30	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程 16	〃	日程 16 議案第1号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第1号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和5年9月14日提出 真狩村長 岩原清一 次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、最後のページをお開きください。 改正理由につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行によりまして、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。 改正点については、認定こども園の認定又は許可を受けるときは、都道府県知事への事前協議が必要とされ、また、認定又は許可後に改めて申請書の写し等の書類を送付するという手続の重複が生じておりましたが、手続の効率化を図る観点から、事前協議を事前通知に見直すこととされ、法律第3条第11項以下が繰上げされたことに伴い条例第15条第1項第3号を改正するものでございます。 附則として、この条例は、令和5年9月16日から施行するものです。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 17	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第1号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第1号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 17 議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について 地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。 令和5年9月14日提出 真狩村長 岩原清一

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、最後のページをお開きください。</p> <p>規約の変更理由につきましては、「後志広域連合」が、令和6年度より正規職員を計画的に採用することから当組合に加入するため、規約別表第1を改正することについて協議をするために本案を提出するものでございます。</p> <p>変更の内容としては、別表第1について、「後志広域連合」を追加するものです。</p> <p>附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。</p>
日程 18	〃	日程 18

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>議案第3号 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>議案第3号 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第6号)</p> <p>令和5年度真狩村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,203万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,201万8千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>(債務負担行為の補正)</p> <p>第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。</p> <p>(地方債の補正)</p> <p>第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。</p> <p>令和5年9月14日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、11ページをお開きください。</p> <p>2款、1項、1目、13節 使用料及び賃借料、OA機器使用料24万5千円の追加です。各種納付書等の作成に使用する裁断機が経年劣化により故障し修理不能なため、新たな機種をリース契約により使用するため、追加するものです。</p> <p>3目、10節 需用費、機械器具等修繕102万4千円の追加です。役場庁舎の暖房機が経年劣化により故障し、修理不能な村長室などの4台分について、FFストーブに交換するため、追加するものです。</p> <p>22節 償還金、利子及び割引料、土地売買代金返還金387万3千円の追加です。光団地の販売済みの1区画の分譲地について、所有者より売買契約に定める住宅の建設が困難なため、土地を村に返還したいとの申出がありましたので、買戻し特約により売買代金から契約解除手数料10%を差し引いた額を返還して買戻すものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>2 項、1 目、22 節 償還金, 利子及び割引料、村税還付金 11 万 9 千円の追加です。本年度は、過年度分確定申告による所得更正に伴う還付金など例年より還付件数が多く、当初予算に不足が生じるため、追加するものです。</p> <p>3 項、1 目、12 節 委託料、12 ページのマイナンバーカード用プリンター設定業務委託 2 万 8 千円の追加です。17 節 備品購入費、マイナンバーカード用プリンター 48 万 4 千円の追加です。マイナンバーカードの仕様変更により既存のプリンターが使用できなくなったため、機器の更新及び設定費用を追加するもので、国の補助金で賄われます。</p> <p>18 節 負担金, 補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金 441 万 1 千円の追加です。戸籍及び戸籍附票システムの振り仮名対応に掛かる費用を負担するものです。また、国の補助金も予定されておりますが、算定基礎が示されておきませんので、財源を一般財源で措置し、決定後に財源更正をさせていただきます。</p> <p>3 款、1 項、1 目、22 節 償還金, 利子及び割引料、国庫補助金返還金 174 万円の追加です。前年度の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の額の確定により返還するものです。</p> <p>27 節 繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金 一般分 26 万 8 千円の追加です。国民健康保険事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加するものです。</p> <p>5 目、22 節 償還金, 利子及び割引料 153 万 8 千円の追加です。内訳として国庫負担金返還金 107 万 7 千円の追加、道費負担金返還金 46 万 1 千円の追加です。前年度の障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費負担金、障害児入所給付費負担金の額の確定により返還するものです。</p> <p>7 目、22 節 償還金, 利子及び割引料、国庫負担金返還金 1 万 5 千円の追加です。前年度の養育医療負担金の額の確定により返還するものです。</p> <p>13 ページの 8 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金 1,392 万 8 千円の減額です。前年度の負担金の額の確定により減額するものです。</p> <p>2 項、4 目、11 節 役務費、通信運搬費 2 万 1 千円の追加です。学童保育で使用している携帯電話が故障し、機種変更を行ったことや父母との連絡網サービスアプリの利用開始により通信費に不足が生じるため追加するものです。</p> <p>22 節 償還金, 利子及び割引料、国庫負担金返還金 29 万 1 千円の追加です。前年度の子ども子育て支援交付金の額の確定により返還するもの</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>です。</p> <p>4 款、1 項、2 目、1 節 報酬、パートタイム保健師報酬 1 万 8 千円の追加です。8 節 旅費、5 千円の追加です。内訳としてパートタイム保健師費用弁償 1 千円の追加、普通旅費 4 千円の追加です。10 節 需用費 43 万 8 千円の追加です。内訳として消耗品費 30 万 7 千円の追加、14 ページのガソリン 1 万円の追加、灯油 1 万 3 千円の追加、印刷製本費 10 万 8 千円の追加です。11 節 役務費 14 万 8 千円の追加です。内訳として通信運搬費 13 万 3 千円の追加、新型コロナワクチン接種事務手数料 1 万 5 千円の追加です。12 節 委託料、新型コロナワクチン接種委託 263 万 5 千円の追加です。これらの補正につきましては、令和 5 年秋冬のコロナのワクチン接種を実施するための予算措置となります。接種日の受付をサポートするための報酬及び交通費、ワクチン輸送の旅費や燃料代、コピー機の消耗品や消毒用品等の購入、受付会場の暖房用の燃料代、ワクチン接種券付き予診票等の作成や送付、国保連合会への事務手数料、村内の医療機関への委託等の経費を追加するものです。また、歳入で説明する本業務の補助金を当初予算で措置している臨時職員の人件費等の一部に充当し、その分一般財源を減額する財源更正も併せて行うものがございます。</p> <p>22 節 償還金、利子及び割引料、国庫補助金返還金 2 万 5 千円の追加です。前年度の緊急風しん抗体検査等事業補助金の額の確定により返還するものです。</p> <p>3 目、22 節 償還金、利子及び割引料、国庫補助金返還金 2 千円の追加です。前年度の新たながん検診総合支援事業補助金の額の確定により返還するものです。</p> <p>3 項、1 目、27 節 繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金 780 万円の追加です。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以下「臨時交付金」と呼ばさせていただきますが、これを活用し、全世帯の 6 か月分の水道基本料金を減免するための財源措置として繰出しするものがございます。</p> <p>6 款、15 ページの 1 項、5 目、18 節 負担金、補助及び交付金、経営継承・発展等支援事業補助金 500 万円の追加です。経営を継承した後継者による経営発展の取組を支援するための国の補助事業となりますが、5 経営体から申請がありましたので、追加するものです。</p> <p>7 目、18 節 負担金、補助及び交付金、真狩村畜産業物価高騰対策支援事業補助金 540 万円の追加です。臨時交付金を活用して、国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢の影響等により配合飼料価格が大幅に上</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>昇、高止まりし、併せてエネルギーや農業資材等の価格も高止まりが続いており、畜産業に大きな打撃を与えていることから経営の継続支援として、令和5年度配合飼料価格差補填数量契約の対象となる配合飼料の購入に対し、1トン当たり3千円以内、上限額15万円を補助します。また、家畜伝染病予防法に規定する知事へ定期報告を行っている4か月齢以上の乳用牛・肉用牛1頭当たり3千円以内、3か月齢以上の豚1頭当たり1千円以内、それぞれ上限額30万円を補助するもので、畜産業15経営体を見込み予算措置しております。</p> <p>8目、18節 負担金、補助及び交付金514万9千円の減額です。内訳として、道営水利施設等保全高度化事業負担金35万1千円の追加です。本事業の事業主体である北海道の予算が増加されたことから負担金を追加するものです。真狩村中心経営体農地集積促進事業補助金550万円の減額です。道営事業の圃場整備をスムーズに施工するため、施工時期が集中しないように休耕が伴う夏季施工に協力する受益者に対する補助金となりますが、予定より対象面積が減ったため、減額するものです。</p> <p>8款、2項、2目、10節 需用費、16ページの軽油16万円の追加です。村道維持修繕車両の燃料費が原油価格の高騰により不足するため追加するものです。</p> <p>12節 委託料、村道河川等維持補修委託料100万円の追加です。昨年大雨の影響により春先以降、村道の側溝清掃委託の箇所数が例年より増えたことにより、当初予算をほぼ消化しており、今後の豪雨被害などに備え追加するものです。</p> <p>3目、12節 委託料、除雪委託料387万8千円の追加です。原油価格・物価高騰などの影響により機械損料、労務単価、燃料単価等が改正され増額となり、当初予算額に不足が生じるため追加するものです。</p> <p>10款、4項、1目、13節 使用料及び賃借料、タクシー使用料19万7千円の追加です。生徒の送迎に行政連絡バスを使用しておりますが、使用できない場合には代替としてタクシーで送迎しており、バスの一般利用者の増や修理等によりその件数が増えたため、追加するものです。</p> <p>18節 負担金、補助及び交付金、日本学校農業クラブ全国大会出場補助金34万6千円の追加です。10月26日から27日に熊本県熊本市で開催される全国大会に生徒2名が出場します。引率者1名も含め、その出場経費を補助するものです。</p> <p>6項、1目 給食センター運営費につきましては、財源更生でありまして、臨時交付金を活用して、学校給食費を10月から3月まで減免するため、その額300万円をその他財源から減額し、その分国道支出金を増</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>額するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 27 億 5,998 万 6 千円、補正額 2,203 万 2 千円の追加、補正後の額 27 億 8,201 万 8 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、8 ページを御覧ください。</p> <p>12 款、1 項、2 目、1 節 農業費負担金 224 万 5 千円の減額です。内訳として、道営水利施設等保全高度化事業分担金 23 万円の追加です。道営の事業費が増額となったため、受益者分担金を追加するものです。</p> <p>真狩村中心経営体農地集積促進事業負担金 247 万 5 千円の減額です。歳出の 6 款で説明したとおり、対象面積が減り事業補助金が減額となったため、農家負担金を減額するものです。</p> <p>14 款、1 項、2 目、1 節 保健事業負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 263 万 5 千円の追加です。ワクチン接種に対する国の負担金となります。</p> <p>2 項、1 目、1 節 戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事務費補助金 51 万 1 千円の追加です。マイナンバーカード用プリンターの更新及び設定費用に対する国の補助金となります。</p> <p>4 節 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,480 万円の追加です。エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策のため、地域経済や住民生活を支援するための国の交付金となりますが、歳出で説明したとおり水道基本料金及び学校給食費の減免、畜産業への補助の財源とするものです。</p> <p>3 目、1 節 保健事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 164 万 1 千円の追加です、ワクチン接種の事務費に対する国の補助金となります。</p> <p>6 目、9 ページの 1 節 農業費補助金、経営継承・発展等支援事業補助金 250 万円の追加です。歳出の 6 款で説明した事業に対する国の補助金となります。</p> <p>15 款、2 項、4 目、1 節 農業費補助金 181 万 5 千円の減額です。内訳として、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金 93 万円の減額、農業経営高度化支援事業補助金 88 万 5 千円の減額です。いずれも道営水利施設等保全高度化事業に関連する補助金となりますが、真狩村中心経営体農地集積促進事業補助金が減額となったことに伴い減額となります。</p> <p>16 款、2 項、1 目、1 節 土地売払収入、住宅分譲地売払 430 万 3 千円の追加です。光団地の買戻しを受ける土地について、手続終了後販売するため、追加するものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>19 款、1 項、1 目、1 節 前年度繰越金 380 万 2 千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、2,453 万 5 千円となります。</p> <p>20 款、5 項、10 ページの 1 目、8 節 学校給食費 300 万円の減額です。臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対し、子育て世帯の負担軽減を図るため、小中学校の給食費を 6 か月間減免するものです。</p> <p>21 款、1 項、3 目、1 節 農業競争力強化基盤整備事業債、道営水利施設等保全高度化事業債 110 万円の減額です。真狩村中心経営体農地集積促進事業補助金が減額となったことに伴い減額となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額 27 億 5,998 万 6 千円、補正額 2,203 万 2 千円の追加、補正後の額 27 億 8,201 万 8 千円となるものです。</p> <p>次に第 2 表の債務負担行為補正について説明しますので、4 ページを御覧ください。</p> <p>追加となりますけれども、事項は、真狩羊蹄園の消火設備改修に伴う借入償還金に対する元金補給、期間は令和 6 年度から令和 8 年度までです。限度額が 106 万円となります。</p> <p>真狩羊蹄園に設置しているスプリンクラー設備において、水圧低下の警報が出たことから点検した結果、埋設管から漏水している可能性があり、その修繕費に 106 万円ほど掛かりますけれども、北海道福心会から介護保険制度が改正される中、報酬の引下げや人材確保のための人件費の上昇などで基金も底をつくなど財政状況が大変厳しいため、村に財政支援の要望がありました。村の対応としては、北海道福心会が金融機関から修繕費を借入れし、その元金の償還に対し補助していきたいと考えております。償還期間が令和 6 年度から令和 8 年度までとなることから債務負担行為の措置についての議決をお願いするものです。</p> <p>次に第 3 表地方債補正について説明しますので、5 ページを御覧ください。</p> <p>道営水利施設等保全高度化事業債につきましては、ただいま村債の追加の理由を説明させていただきました。起債の限度額を 1,070 万円とし、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 19	議 長 (佐伯秀範)	質疑はありませんか。
	〃	ありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 3 号 令和 5 年度真狩村一般会計補正予算 (第 6 号) を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 3 号 令和 5 年度真狩村一般会計補正予算 (第 6 号) は、原案のとおり可決されました。
	副 村 長 (長船敏行)	日程 19 議案第 4 号 令和 5 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君 議案第 4 号 令和 5 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) 令和 5 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,311 万 9 千円とする。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年9月14日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、18節 負担金, 補助及び交付金、北海道国民健康保険団体連合会負担金26万8千円の追加です。医療系システムのバージョンアップに伴う保険者端末の更新に伴う負担金が確定したため追加するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額1億3,285万1千円、補正額26万8千円の追加、補正後の額1億3,311万9千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>3款、1項、1目、1節 一般会計繰入金、26万8千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額1億3,285万1千円、補正額26万8千円の追加、補正後の額1億3,311万9千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第4号 令和5年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 20	議 長 (佐伯秀範)	んか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 議案第4号 令和5年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 20 議案第5号 令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第5号 令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) 令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,057万円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和5年9月14日提出 真狩村長 岩原清一 歳出より説明しますので、7ページをお開きください。 1款、1項、2目、10節 需用費、施設等維持修繕23万4千円の追加です。これまでの機械、建物の修繕や漏水工事などにより修繕費が例年より増えており、今後の突発的な修繕に備え追加するものです。 歳出合計、補正前の額1億5,033万6千円、補正額23万4千円の追加、補正後の額1億5,057万円となるものです。 それでは、歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。 2款、1項、1目、1節 水道使用料780万円の減額です。臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による村民への影響緩和のため、全世帯の6か月分の水道基本料金、1世帯当たり8,160円と

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>なりますが、減免を行うものです。世帯数は、月平均 957 世帯を見込んでおります。</p> <p>4 款、1 項、1 目、1 節 一般会計繰入金 780 万円の追加です。減免する財源を臨時交付金として、一般会計から繰り入れるものです。</p> <p>5 款、1 項、1 目、1 節 繰越金、前年度繰越金 23 万 4 千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、318 万円になります。</p> <p>歳入合計、補正前の額 1 億 5,033 万 6 千円、補正額 23 万 4 千円の追加、補正後の額 1 億 5,057 万円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 5 号 令和 5 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号 令和 5 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。</p>
日程 21	〃	<p>日程 21</p> <p>議案第 6 号 令和 5 年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>1号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p> <p>議案第6号 令和5年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>令和5年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,111万8千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年9月14日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>歳出より説明しますので、7ページをお開きください。 1款、1項、2目、10節 需用費、機械器具等修繕299万2千円の追加です。浄化センターの汚泥が集まる沈殿槽内部の攪拌機が故障したため、その修繕費を追加するものです。 歳出合計、補正前の額1億1,812万6千円、補正額299万2千円の追加、補正後の額1億2,111万8千円となるものです。 次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。 4款、1項、1目、1節 繰越金、前年度繰越金299万2千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、24万7千円になります。 歳入合計、補正前の額1億1,812万6千円、補正額299万2千円の追加、補正後の額1億2,111万8千円となるものです。 以上、御審議のほどよろしく願います。</p>
	議 長 (佐 伯 秀 範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 22		これで質疑を終わります。
	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第6号 令和5年度真狩村公共下水道事業特別会計補正 予算(第1号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませ んか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第6号 令和5年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第 1号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 22 議案第7号 財産の無償譲渡の変更についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第7号 財産の無償譲渡の変更について 令和4年6月16日議会の議決を経て無償で譲渡する財産の地番・地 目・面積を変更することについて、地方自治法第96条第1項第6号の 規定により、下記のとおり議会の議決を求める。 令和5年9月14日提出 真狩村長 岩原清一 本件につきましては、民間事業者の活力を導入した中で住環境の整備 と移住・定住促進を目的とした分譲地の造成を進めるため、村有地を無 償譲渡するもので、前回の提案時に当初の無償譲渡する土地の地番・地 目・面積については、あくまで現況の数値であり、分譲地の造成工事完 了後に用地確定測量、分筆登記が行われ、道路部分については、村道に 認定するので道路敷地部分を除いた宅地部分の地番、地目、面積に変更

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>する必要があると説明させていただいておりました。</p> <p>計画どおり、本年度分譲地の造成工事が完了し、用地確定測量及び分筆登記を実施しまして、無償譲渡する内容が確定しましたので、変更の議決を求めるものであります。変更前は、字社 23 番地 2、原野 5,520 m²、字社 23 番地 47、原野 5,071 m²、2 筆合計面積 10,591 m²としておりましたが、13 区画の分譲地に整備されまして、変更後は、地番は記載のとおり 13 筆でございます。地目は全て宅地となります。面積は、1 区画当たり、最小面積 560.5 m²、最大面積 709.63 m²、13 筆の合計面積は、8,186.25 m²となり、道路敷地の分 2,404.75 m²の減となりました。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 7 号 財産の無償譲渡の変更についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 7 号 財産の無償譲渡の変更については、原案のとおり可決されました。</p>
日程 23	〃	<p>日程 23</p> <p>発議第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	3 番 (安藤義明)	<p>提出者 安藤義明君より提案理由の説明を求めます。 安藤義明君</p> <p>発議第1号 令和5年9月14日 真狩村議会議長 佐伯秀範様</p> <p>提出者 真狩村議会議員 安藤義明 賛成者 真狩村議会議員 向井忠幸</p> <p>ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について</p> <p>上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。</p> <p>なお、朗読により提案とさせていただきます。</p> <p>ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)</p> <p>本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。</p> <p>全国一の森林資源を有する北海道において、本村と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。</p> <p>本村をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。</p> <p>本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。</p> <p>よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。</p> <p>記</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>1. 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。</p> <p>2. 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスイエネジーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。</p> <p>3. 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により提出する。</p> <p>令和5年9月14日 北海道真狩村議会 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣 宛</p> <p>以上、御採択くださいますようお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたが、本案については、質疑及び討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって本案については、質疑及び討論を省略し、採決することに決定しました。</p>
	〃	<p>これから発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 24	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 24 発議第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。 提出者 福田恵子君より提案理由の説明を求めます。 福田恵子君
	6 番 (福田恵子)	発議第2号 令和5年9月14日 真狩村議会議長 佐伯秀範様 提出者 真狩村議会議員 福田恵子 賛成者 真狩村議会議員 陰能裕一 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について 上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)については、朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案) 北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。 こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊の課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。 今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。</p> <p>そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。</p> <p>よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。 2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。 3. 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。 4. 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。 5. 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。 6. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。 7. 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>軽減を図ること。</p> <p>8. 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により提出する。</p> <p>令和5年9月14日 北海道真狩村議会 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣 宛</p> <p>以上、御審議を賜り、よろしく御採択をお願いをいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたが、本案については、質疑及び討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって本案については、質疑及び討論を省略し、採決することに決定しました。</p>
	〃	<p>これから発議第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>発議第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。</p>
日程 25	〃	<p>日程 25</p> <p>閉会中の所管事務調査の申出について、総務産業常任委員長及び議会運営委員長から申出があります。</p> <p>これを申出のとおり認めたいと思いますが、御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
14 : 28 閉会	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認め、申出のとおり承認することに決定しました。
	〃	お諮りします。 本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。 したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
	〃	御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。
	〃	これで本日の会議を閉じます。 令和5年第3回真狩村議会定例会を閉会します。
		会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。
		議 長 佐 伯 秀 範 (原本自署) _____
		議 員 福 田 恵 子 (原本自署) _____
		議 員 安 藤 義 明 (原本自署) _____